

(証券コード 9382)

平成24年2月1日

株 主 各 位

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目13番地1

**株式会社バンテック**

代表取締役社長 小 山 彰

## 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

今回の臨時株主総会には、「全部取得条項に係る定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第111条第2項第1号に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の臨時株主総会参考書類及び普通株主様による種類株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年2月15日（水曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成24年2月16日（木曜日）午前10時                |
| 2. 場 所 | 神奈川県川崎市川崎区日進町一番地<br>川崎日航ホテル 11階 橋の間 |

### 3. 目的事項

#### 【臨時株主総会】

##### 決議事項

第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

第3号議案 全部取得条項付普通株式取得の件

#### 【普通株主様による種類株主総会】

議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

### 4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案の賛否の欄に記載がない場合は、会社提案について賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主1名に委任することができます。この場合、株主ご本人の議決権行使書とともに、代理権を証する書面をご提出ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、ご本人確認のため、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎臨時株主総会参考書類及び普通株主様による種類株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.vantec-gl.com/>) に掲載させていただきます。

## 臨時株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

株式会社日立物流（以下「日立物流」といいます。）は、平成23年3月10日から当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いました。本公開買付けの結果、日立物流は、平成23年4月26日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式209,550株（平成23年12月31日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：90.11%）を保有するに至っております。

本公開買付けの開始に当たり、当社は、日立物流との間で、当社の今後の更なる企業成長戦略及び当社と日立物流のシナジー効果等を協議し、当社の企業価値の向上について検討を重ねた結果、日立物流を親会社とすることで当社の中長期的な当社の企業価値の増大を図ることができるものと判断し、本公開買付けが当社の持続的な成長と発展、ひいては当社の企業価値の向上に資するものと判断して、平成23年3月9日に本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

その後、当社は、日立物流を親会社として、本公開買付けの終了後も上場を維持したまま上場子会社として事業を展開して参りました。

当社及び日立物流は、両社のシナジーを推進するために、本公開買付けの終了後の5月19日に、両社共同シナジー・プロジェクトの立ち上げを行い、プロジェクト内に、事業系分科会として、海外事業分科会、フォワーディング分科会、国内運輸分科会、オート事業分科会及びノンオート事業分科会を、また、管理系各部署同士のシナジー検討のための管理系分科会を設置いたしました。本プロジェクトにおきましては、トップマネジメントレベル・本社レベルのみならず、国内外の関係会社レベルまでをシナジー検討の対象範囲として包含し、事業統合・共同営業・共同仕入れ・拠点統合など、広範かつ活発にシナジー検討を実施して参りました。特に、本公開買付け終了前は、情報の機密性の観点等から、シナジー検討についてはトップマネジメントレベルを中心とした大局的・マクロ的な分析を中心に行わざるを得ませんでした。本公開買付け終了後は、実務担当者レベルでのより網羅的・ミクロ的なシナジー検討が綿密に行われました。

その結果、両社のシナジーを実現するには、当社の既存事業を大胆に組み替え、当社を中心に進めていくべき事業と日立物流を中心に進めていくべき

事業の仕分けを行うなど、当初の予想よりも当社の事業に相当規模の再編・再構築を行う必要性が高いことが明らかになりました。特に、両社の既存事業の中には、許認可の取得が企業グループ単位で1社のみにししか認められていないものがあり、このような事業についてはグループ内再編を行って事業を統合していくことが企業価値の維持のための喫緊の課題となるなど、迅速かつ柔軟な再編・再構築を行うことが、両社の企業価値の向上のために有益であるのみならず、企業価値の維持のためにも必要不可欠であることが現実化して参ったため、当社としてより一層の迅速かつ大胆な経営戦略の策定及び実行を可能とする経営体制の構築が必須であるとの認識を有するに至りました。

そして、当社といたしましては、上記のような当社事業の相当規模の再編・再構築の実施が必要となるなかで、当社が上場維持をしたままこれらを実行した場合には、短期的であるにせよ、売上規模の縮小や利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、日立物流以外の当社の株主の皆様に対して多大なる影響を与えてしまう可能性も否定できないとも考えております。また、当社事業の相当規模の再編・再構築の実施に当たり、場合によっては親子上場による潜在的な利益相反の問題が生じ得る結果として、企業価値の向上のために必要となる事業の再編・再構築が機動的に実現できない、あるいはグループとして最も効率性の高い形式・内容での事業の再編・再構築を選択できない可能性があると考えております。

また、本公開買付け開始直後に東日本大震災が発生したほか、円高による製造企業の海外生産シフトの加速、ギリシャの財政危機を発端としたユーロ圏経済の先行き不安、タイの洪水被害の長期化による日系進出企業への悪影響等、本公開買付け後の当社を取り巻く事業環境の先行きは楽観を許さない状況にあります。

このほか、議決権比率で90%を超える株主の皆様が本公開買付けに応募されたため、本公開買付け以後は東京証券取引所における当社株式に係る流動性が相当程度低くなったほか、本公開買付けによって日立物流が当社の総株主の議決権の大多数を保有することとなり当面は大きなエクイティファイナンスを必要とする状況になくなったことなど、当社として上場を維持する必要性が大きく減殺されることになりました。

このような認識の下、当社は、平成23年10月26日に日立物流から提案書を受領し、全部取得条項付種類株式の全部取得の制度を利用した、当社の完全子会社化のための一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施の提案を受けました。

当社は、日立物流からの上記提案を受け、当社が置かれている事業環境及び経営状況等を総合的に考慮しつつ、当該提案を慎重に検討いたしました。その結果、上記のような本公開買付け以後に生じた事情（すなわち、ア. シナジー実現のための作業を深化させた結果として、より一層の迅速かつ大胆な経営戦略の策定及び実行を可能とする経営体制の構築が必須であることが明らかになったこと、イ. 東日本大震災をはじめとする外部環境の劇的な変化、ウ. 本公開買付けの結果として当社が上場を維持する必要性が大きく減殺されたこと）を鑑みると、本完全子会社化手続を実行し、当社及び日立物流が有する顧客基盤、国内外拠点ネットワーク、人材、ノウハウ等の経営資源をこれまで以上に有効活用し、グループの更なる連携を深めてグループ間の協業活動を一層活性化する必要があると考えるに至りました。

具体的には、本完全子会社化手続による完全子会社化及び当社普通株式の上場廃止によって、本公開買付け以後に生じた事情にも柔軟に対応する体制の構築ができることが見込まれるほか、上記のようなシナジー・プロジェクトにおける広範かつ活発なシナジー検討を背景として、今後大規模な事業の再編・再構築を行っていくことにより、当社の既存事業のシェア及び収益の拡大へ向けた取組みの強化が可能となる上、新規事業への取組みについても強化が可能となるほか、グループ内で共同仕入れ・拠点統合等を推進することによるコスト削減効果も見込まれるなど、本完全子会社化手続は当社の中長期的な企業価値向上に資するものであると考えております。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、当社普通株式を非上場化し、当社が日立物流の完全子会社となるために、本完全子会社化手続を実施することを決定いたしました。

以上を踏まえ、当社は、以下の①から③の方法により、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株

式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を23,250分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得の対価として、当社が、株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を23,250分の1株の割合をもって交付いたします。なお、この際、日立物流以外の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株式の株主様（当社を除きます。以下同じです。）に対してA種種類株式を割当てた結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、日立物流にA種種類株式を売却することを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に233,500円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

本議案は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものであります。会社法上、全部取得条項の付された株式は、種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、承認可決された時点で効力が生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は800,000株とする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は800,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は799,970株、第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は<u>30株</u>とする。</p> <p><u>(A種種類株式)</u></p> <p><u>第6条の2</u> 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u>または<u>A種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)<u>または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)</u>を支払う。<u>A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第14条の2</u> <u>第11条、第12条及び第14条の</u><br/> <u>規定は、種類株主総会にこれを準</u><br/> <u>用する。</u></p> <p>(2) <u>第13条第1項の規定は、会社</u><br/> <u>法第324条第1項の規定によ</u><br/> <u>る種類株主総会の決議にこれ</u><br/> <u>を準用する。</u></p> <p>(3) <u>第13条第2項の規定は、会社</u><br/> <u>法第324条第2項の規定によ</u><br/> <u>る種類株主総会の決議にこれ</u><br/> <u>を準用する。</u></p> |

## 第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

本議案は、第1号議案でご説明いたしました本完全子会社化手続のうち②として、第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式1株と引換えに、第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を23,250分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを新設するものであります。

また、本議案の承認後、当社が変更後の定款の定めに従って株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、日立物流以外の株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案による定款変更は、第1号議案に係る定款変更の効力が生じること、第3号議案が原案どおり承認可決されること及び普通株主様による種類株主総会において本議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成24年3月23日といたします。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 第1号議案に係る変更後の定款 | 変 更 案                                                                                                                                                  |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)          | <u>(全部取得条項)</u><br><u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を23,250分の1株の割合をもって交付する。</u> |

### 第3号議案 全部取得条項付普通株式取得の件

#### 1. 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

第1号議案でご説明申し上げますとおり、当社が日立物流の完全子会社となり、両社一体となって経営判断のスピードアップを図ることは、当社の企業価値の維持及び向上に貢献するものであり、両社の既存株主、従業員、顧客等のステークホルダーの利益に資すると判断しております。

本議案は、第1号議案でご説明いたしました本完全子会社化手続のうち③として、会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、第1号議案における変更後の当社の定款に設けられる当社A種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、日立物流を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対し取得対価として交付されるA種種類株式の数は1株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行されるA種種類株式が23,250分の1株の割合をもって交付される予定です。このように割当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株式の株主様に対しては、会社法第234条の規定に従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には金銭が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の全部の取得が承認された場合に、全部取得条項付普通株式の株主様に交付することとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、日立物流に売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に233,500円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記の金額と異なる場合もあります。

## 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款に基づき、全部取得条項付普通株式の全部の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、当社A種種類株式を23,250分の1株の割合をもって交付します。

### (2) 取得日

平成24年3月23日といたします。

### (3) その他

本議案における全部取得条項付普通株式の取得は、第1号議案及び第2号議案に定める定款変更の効力が生じること及び普通株主様による種類株主総会において第2号議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一願いたいと存じます。

## 普通株主様による種類株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

臨時株主総会第1号議案（「臨時株主総会参考書類」の3頁～8頁）でご説明申し上げておりますとおり、当社としては、本完全子会社化手続が、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとの結論に至りましたので、株主様のご承認をいただくことを条件として、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

本議案は、臨時株主総会第1号議案でご説明いたしました本完全子会社化手続のうち②を実施するものでありますが、臨時株主総会において、臨時株主総会第1号議案が承認可決されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、会社法第111条第2項第1号により、本完全子会社化手続のうち②を実施するために必要な定款変更を行うためには、当社普通株主様による種類株主総会の決議が必要となります。そこで、臨時株主総会と併せて、当社普通株主様による種類株主総会を開催し、決議を行うものであり、臨時株主総会第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式1株と引換えに、臨時株主総会第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を23,250分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを新設するものであります。

また、本議案の承認後、当社が変更後の定款の定めに従って株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、日立物流以外の株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案による定款変更は、臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の効力が生じること、臨時株主総会において、本議案と同内容の定款変更案に係る議案である第2号議案のほか、第3号議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成24年3月23日といたします。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 臨時株主総会における<br>第1号議案に係る変更後の定款 | 変 更 案                                                                                                                                                  |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                        | <u>(全部取得条項)</u><br><u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を23,250分の1株の割合をもって交付する。</u> |

以 上

メ モ

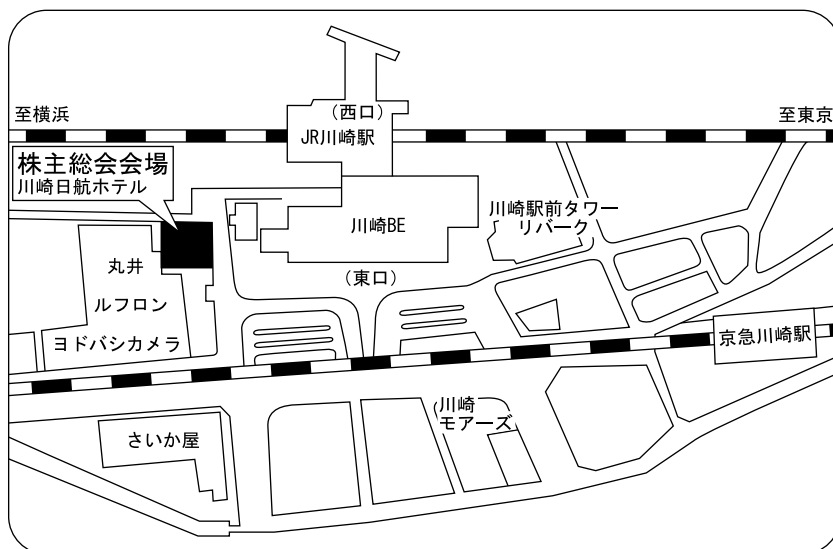
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県川崎市川崎区日進町一番地  
川崎日航ホテル 11階「橋の間」  
電話 044 (244) 5941(代)



交 通 : JR川崎駅東口下車徒歩1分  
京急川崎駅下車徒歩5分